

奈良町にぎわいの家、登録有形文化財に！

11月18日(金)に、国の文化審議会において、登録の旨の答申をいただきました。
以下、各紙に発表された記事を紹介します。

2016年(平成28年)11月19日(土)



登録有形文化財となる「奈良町にぎわいの家」
—奈良市教委提供

(右)は「町家には自然と共生する日本人の」と共に生きる日本人の知恵が凝縮されている「和田明美、草木成書

「にぎわいの家」文化財に
大正期の町家 国の文化審議会が答申
国の文化審議会「奈良町にぎわいの家」
会は18日、奈良(同市中新屋町)とし
市の交流施設として活用されている大正
期の町家を登録有形文化財(建造物)とする
よう答申した。対象は
敷地内の主屋や蔵など
4件で、県内の登録有
形文化財(同)は58カ
所250件となる。
骨董商の店舗兼住宅
だった町家で、191
7年完成の主屋(木造
2階建)は店舗と住
居を別棟にする「表
屋造」。間口から奥
まで北側に壁を設ける
など趣向を凝らす。蔵
は江戸時代の建築とみ
られる。
奈良市が保存のため
買収し、昨年4月、観
光・交流施設として再
出資。町家暮らしの体
験イベントや各種展示
に使われている。事務
局長の藤野正文さん

毎日新聞



「奈良町にぎわいの家」 国登録文化財に

18日の国の文化審議会答申で、奈良市中新屋町の「奈良町にぎわいの家」が、国の登録有形文化財と
なる見通しになった。
登録されるのは1917
(大正6)年に骨董商の住
宅として建てられた木造2
階建ての主屋や待合など四
つの建物。奈良市が買い入
れて改修し、昨春、奈良町
にぎわいの家としてオープ
ンした。公開して昔の暮らし
を伝え、伝統文化に関し
る講座、展示、演奏会な
どを催している。
にぎわいの家(0742
・20・1917)は入館無
料。水曜定休。20日まで生
け花展を開いている。
登録有形文化財(建造
物)は県内では58カ所25
0件になる。
文化審議会では、筆墨口
頭(高取町)の3061平方
メートルも追加指定が答申され
た。
(兼田優)

朝日新聞

2016年(平成28年)11月19日 奈良新聞

奈良町にぎわいの家 登録有形文化財指定を 大正に建築、独特の構え



奈良町にぎわいの家主屋—奈良市教育委員会提供

国の文化審議会(馬
淵明子会長)は18日、奈
良市中新屋町の「奈良
町にぎわいの家」を登
録有形文化財(建造物)
に指定するよう文部科
学大臣に答申した。県
内の登録有形文化財は
58カ所250件にな
る。
奈良町にぎわいの家
は奈良町の中心部に位
置する町家で、大正時
代に骨董(こどう)



商の住宅として建築、
主屋や離れなど4棟の
建物が答申を受けた。
大正6年に建てられ
た主屋(203平方メートル)
は道路に面した部分に
店舗、奥に別棟の座敷
を配置した表屋造り。
北側全面の庭を眺望で
きるようになってい
る。奈良町の町家とし
ては独特の構えを持つ。
西側にある大正2年
建築の離れ(49平方メートル)
と同6年建築の待合
(2・8平方メートル)のほ
かに、江戸時代後期に建
てられた蔵(26平方メートル)
も指定を受ける。
平成25年に奈良市が
建物を購入し、27年4
月に「奈良町にぎわいの
家」としてオープン。
指定管理者の奈良町に
ぎわいの家管理共同
体が運営し、奈良町の生
活文化の発信や交流を
目指したイベントなど
を開いている。
同共同体の藤野正文
事務局長は「大切な町
家であり、指定を機
会に多くの人に訪れてほ
しい」としている。

